

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 3 月 2 日
【計算期間】	第21期 （自 平成24年 3 月 1 日 至 平成24年 8 月31日）
【発行者名】	オリックス不動産投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 安田 博
【本店の所在の場所】	東京都港区芝二丁目14番 5 号
【事務連絡者氏名】	オリックス・アセットマネジメント株式会社 取締役常務執行役員 金澤 純子
【連絡場所】	東京都港区芝二丁目14番 5 号
【電話番号】	03-5418-4855（代表）
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年11月22日提出の有価証券報告書に記載の投資不動産の概要のうち代々木フォレストビルの特記事項について、当該物件の土地の一部収用に係る東京都との協議の過程において、許容容積率に関する再調査を行ったところ、記載に誤りがあったことが判明したため、本訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

下線_____は訂正箇所を示します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

5【運用状況】

（2）【投資資産】

【投資不動産物件】

・投資不動産の内容

（ト）不動産の概要

<訂正前>

代々木フォレストビル

（中略）

■特記事項

<行政法規関係>

- ・本物件の前面街路である「明治通り（幹線街路環状第5号の1）」は、都市計画道路として拡幅されることが事業決定されているため（平成15年3月5日付）、本土地のうち前面計画道路に係る部分の売却が予定されております。また、建築基準法第52条7項に基づく容積率の計算上、計画道路に係る部分が敷地面積に算入されない結果、再建築時等一定の条件において、容積率超過となることによって現在の建物と同一規模の建物を建築できない可能性があります。

<訂正後>

代々木フォレストビル

（中略）

■特記事項

<行政法規関係>

- ・本物件の前面街路である「明治通り（幹線街路環状第5号の1）」は、都市計画道路として拡幅されることが事業決定されているため（平成15年3月5日付）、本土地のうち前面計画道路に係る部分の売却が予定されております。